

事業報告

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

I 本会の目的

海難審判及び海難審判事件に関する調査、研究を行い、海難防止施策に寄与するとともに、海難審判関係人の権利を擁護することにより、海難審判の適正な運用に資し、もって海事の発展に貢献することを目的とする（寄附行為第3条）。

II 役員、評議員、賛助会員及び職員等の数

平成23年3月31日における役員等は、次のとおりである。

- ① 理事 18名
- ② 監事 2名
- ③ 評議員 19名
- ④ 賛助会員 団体会員468団体、個人会員257人
- ⑤ 職員等の数 常勤役員 3名、職員 9名

III 理事会及び評議員会

1. 評議員会

平成22年5月10日、千代田区麴町海事センタービルにおいて、平成22年度評議員会を開催し、次の事項が報告又は審議され、審議案件については、可決された。

- ① 平成21年10月19日に開催した平成21年度第2回理事会において、本職の交替による評議員3名の辞任及び評議員3名の選任がなされたことについての報告
- ② 平成21年度事業報告、収支決算及び監事監査報告書の審議
- ③ 平成22年度事業計画案及び収支予算案の審議
- ④ 平成22年5月19日任期満了となる理事7名の再任及び理事1名の退任、新任理事1名の選任についての審議

2. 理事会

- (1) 平成22年5月17日、千代田区平河町海運クラブにおいて、平成22年度第1回理事会を開催し、次の事項が報告又は審議され、審議案件については、可決された。

- ① 平成22年5月10日に開催した平成22年度評議員会において、同22年5月19日に任期満了となる理事7名の再任及び理事1名の退任とその補充の理事1名の選任についての報告
- ② 平成21年度事業報告及び収支決算並びに監事監査報告書の審議
- ③ 平成22年度事業計画案及び収支予算案の審議
- ④ 評議員の選任
- ⑤ 会長の互選
- ⑥ 財団法人海難審判協会神戸支部長の委嘱の審議

(2) 平成22年10月18日、千代田区麴町海事センタービルにおいて、平成22年度第2回理事会を開催し、次の事項が審議され、可決された。

- ① 平成23年度事業計画案及び収支計画案の審議
- ② ①に基づき、日本財団への助成金交付申請案及び日本海事センターへの補助金交付申請案の審議
- ③ 評議員の選任

(3) 平成23年3月23日、千代田区麴町海事センタービルにおいて、平成22年度第3回理事会を開催し、次の事項が審議され、可決された。

- ① 評議員の選任
- ② 財団法人海難審判協会神戸支部長の委嘱の審議

IV 事 業

1. 海難審判等に関する調査研究事業（寄附行為第4条第1号・2号）

(1) 東アジア地域における船舶事故防止協力事業（日本財団助成事業）

東アジア海域は、世界有数の海上交通輻輳海域となっており、モンスーン気候や熱帯性気候の強い影響を受け、気象の変化が著しく、しばしば激烈な天候、海象に見舞われることから、人命や貴重な財貨が失われる重大かつ深刻な船舶事故が後を絶たない状況にある。

このような状況に鑑みて本事業を実施したもので、東アジア地域の7カ国・地域（中華人民共和国、中華人民共和国香港特別行政区、インドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国、大韓民国、シンガポール共和国）の船舶事故調査官を我が国に招請、これに我が国の運輸安全委員会の船舶事故調査官及び海難審判所の審判官・理事官が参加して、平成22年11月29日から12月3日までの5日間、東京都千代田区内において、英国クランフィールド大学から事故調査の専門家2名を招聘し、「東アジア地域における海上

安全と事故調査のためのセミナー」を開催、船舶事故調査官等の事故調査に係る知識・技能の向上と国際協力の促進を図り、世界規模での海上交通の安全に大きく資するものであった。

(2) 海難審判裁決例調査研究事業（斎藤基金事業）

海難審判裁決例について、海難審判所裁決例集に登載する裁決、その他の海難防止上必要な事項について調査研究を行うものである。

海難審判裁決を海難防止上、効果的に寄与せしめるため、平成22年度においては、「海難審判裁決例調査研究会」を開催し、平成20年中に裁決言渡のあった主要な事件等を抽出して調査研究を行った。

(3) 海難審判等に関する研究奨励事業（斎藤基金事業）

海難審判及び海難に関する各種資料を整備のうえ、海事研究者等に資料を貸与提供し、調査、研究を勧奨した。

2. 海難審判関係人の権利擁護事業（寄附行為第4条第3号・第4号）

(1) 海難審判の扶助事業（日本財団助成事業）

海難審判関係人から扶助の申出のあった事件については、「審判扶助審査委員会」の審査を経て扶助の決定を行い、海難審判関係人の権利を擁護するとともに、海難審判の適正な運用に資するものである。

平成22年度においては、扶助決定のあった64件、64名について扶助を行った。

(2) 海難審判の相談事業（日本海事センター補助事業）

各地方海難審判所及び同所支所の所在地に配置している9カ所の海難審判相談所において、海難を起こし審判を受ける船員等のために、海難審判に関する一切の相談に無償で応じるものである。

平成22年度においては、海難関係人等1,142名の相談に応じた。

3. 海難審判等に関する周知啓発事業（寄附行為第4条第5号）

(1) 海難審判庁裁決録の電子化による海難防止推進事業（日本財団助成事業）

電子化した海難審判庁の裁決書を、その事件種別・発生日月・発生場所・船舶情報・海難の態様・損害・海難の原因等の検索機能を持たせホームページ

へ掲載し、国民的規模での海上交通の安全と海難防止に寄与しようとするものである。

このため、平成9年以前の電子データ化されていない判決について、3カ年計画により、個人情報等を符号化する、縦書きを横書きとする、精度の低い図面等を補正するなどの種々の整理を行って電子データ化することとした。

平成22年度においては、昭和23年～同54年の間に言い渡された主要事件及び昭和55年～同60年分の判決録情報について電子データ化し、同データに検索機能を持たせてホームページに掲載した。

これにより、海難防止団体、行政機関、研究機関、各種図書館、船社、水産漁業者、海事補佐人、海難関係人等のみならず、より広く一般にも海難事故に関する情報を閲覧可能なものとした。

(2) 海難審判庁判決例集等の刊行事業（自主事業）

平成19年に判決のあった事件から主要判決事例を摘出し、判示事項、参考図等を付して編集したうえ、「海難審判判決例集」第50巻として、230冊を刊行し、有償で提供した。

また、平成21年1月から同年12月までの判決を利用しやすいように判決録として2回に分けて編集、刊行し、110冊を有償で提供した。

(3) 機関誌の刊行事業（自主事業）

本会の事業を周知啓発するため、機関誌を刊行して、賛助会員、関係官公庁、海事関係団体等に無償で配付するものである。

平成22年度は、機関誌「ふねとうみ その安全を求めて」を3回、それぞれ2,000部刊行し、賛助会員等に配付した。

(4) 判決の海難防止活動への活用事業（自主事業）

海難審判庁判決を海難防止に役立てるため、判決事例等をもとに作成した海難分析集等を有償で提供した。

(5) 海難情報・資料等提供事業（斎藤基金事業）

ホームページにおいて、当協会の事業の紹介及び海難に関する種々の情報や資料を海事関係者のみならず広く一般へも提供した。